

平成30年度 秋の農作業安全運動実施要領

1 趣旨

県内では、農作業中の不注意や農業機械の誤操作などから、毎年、農作業事故が発生し、死亡に至る重大事故も発生している。

今後、秋の農繁期を迎えるにあたり、農作業に係る事故防止や安全対策の徹底が不可欠である。

このため、関係機関・団体が連携しながら、富山県適正農業規範（とやまGAP規範）に基づき、事故の未然防止対策を徹底するなど、農業者の農作業安全に対する意識の高揚を図る。

2 主催 富山県、富山県農業機械化協会

3 期間 平成30年8月20日～10月20日

4 内容

(1) 啓発活動

- ①県及び農業機械化協会は、関係機関・団体に対してポスターを掲示するよう働きかけ、運動の周知を図る。
- ②市町村及び農業協同組合は、チラシや広報誌を活用し、農作業に対する安全意識の啓発を図る。

(2) 農業者への指導

- ①農業協同組合及び農機具販売店は、農業機械の適正な使用方法等について指導に努める。
- ②農林振興センター及び農業協同組合は、別紙指導事項を参考にしながら、現地指導や技術情報の発信等の機会を活用し、農作業安全の指導に努める。
- ③農業機械士は、地域において他の農業者の模範となるよう、農業機械の安全使用と効率利用の推進に努める。

(3) 農作業事故の報告

農林振興センターは、関係機関・団体と密接な連携をとり、期間中に発生した農作業事故について、農業技術課へ報告する。

「平成30年度 秋の農作業安全運動」指導事項(例)

1 重点指導事項

(1) とやまGAP規範に基づく事故の未然防止対策

- ・農場の危険箇所を事前に把握し、目印を設置するなど改善に努める。
- ・余裕をもった作業計画を立て、複数人での作業を心がける。
- ・持病がある場合や体調不良時は作業を避ける。
- ・各作業に応じた服装、保護具を着用する。
- ・機械等の使用前に、正しい使用方法を再確認し、作業者全員に周知する。

(2) 事故発生時の備え

- ・緊急連絡先を整理し、作業者全員に周知する。
- ・労災保険や任意保険に加入する。

【参考】

とやまGAP規範(農作業安全対策)

- 規範項目4「危険な農作業等の把握及び改善」
- 規範項目5「危険を伴う作業に対する制限」
- 規範項目6「保険への加入・免許の取得」
- 規範項目7「機械の安全装備と点検・整備」
- 規範項目8「操作マニュアル等に基づく機械等の適正な使用」
- 規範項目9「安全作業のための服装や保護具の着用」

各規範項目はとやまGAPのホームページから入手できます



2 個別作業に係る指導事項

(1) 収穫作業(コンバインの使用)

- ・衣類が巻き込まれないよう、袖口や裾が締まった服装を着用する。
- ・詰まったワラを取り除く時は、必ずエンジンを切る。
- ・後進時には、死角が多いので補助者による誘導や確認を行う。

(2) 乾燥調製作業

- ・火災防止や品質確保のため、乾燥機等の使用前には、点検整備を徹底する。

(3) 熱中症予防

- ・気温が高くなることが予想される場合は、激しい作業を避ける。
- ・屋外の作業では帽子や吸汗速乾性の衣服を着用する。
- ・こまめな水分補給と休憩時間を確保する。